参考資料２

（風力発電所　主務省令：経済産業省　別表５）

別表第五（第七条関係）

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質					
			○	○			
		窒素酸化物					
		粉じん等	○	○			
		騒音	○	○			○
		振動	○	○			
	水環境	水質					
		水の濁り		○	○		
		底質		○			
		有害物質					
	その他の環境	地形及び地質				○	
		重要な地形及び地質					
		その他					○
		風車の影					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○	
		海域に生息する動物			○	○	
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○	
		海域に生育する植物			○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○		
		残土			○		

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ　工事の実施に関する内容

(1)　工事用資機材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

(2)　建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。

(3)　造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。

ロ　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

(1)　地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。

(2)　施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

五　この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

六　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

七　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

八　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

九　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。